

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成14年9月から15年2月までの国民年金保険料については、半額納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年9月から15年2月まで

私は、申立期間の始期である平成14年9月に離婚し、その手続の際に市役所の国民年金担当窓口に行き、申請免除の相談を行ったところ、「全額免除は無理だが半額免除ならできます。」と言われたため、その時、半額免除申請の手続を行った記憶がある。

半額免除の申請後は、送付されてきた納付書で半年ほど半額の保険料を納付し、その後は定額の保険料を納付してきた。

申立期間は、半額免除の申請手続を行い保険料も納付してきたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「送付されてきた納付書で半年ほど半額の保険料を納付した。」と主張しているが、申立人が居住する市役所の電算記録によると、平成14年8月から15年3月までの期間の保険料の免除申請を、14年9月25日に受け付けていることが確認できるものの、約2か月後の同年11月18日に職権により取り消されていることが確認できることから、申立人の免除申請は社会保険事務所（当時）へは送付されず、申立人宛には半額納付書が発行されることはなかったものと考えられる。

また、申立人は、「半額の保険料を納付した後は定額の保険料を納付していた。」と主張しているが、オンライン記録により、申立人は、申立期間直後となる平成15年3月（申立人が免除申請したとする対象期間の終了月）の保険料を17年4月27日に過年度納付していることが確認できることから、当該過年度納付した時点で、申立期間を含む未納となっていた期間のうち、納付期限の時効完成前で納付可能であった期間（15年3月及び同年8月）の保険料を納付したものの、申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人が申立期間について半額免除の申請を行い、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、免除申請手続の詳細について記憶が明確でないため、申立期間の国民年金保険料に係る半額免除申請手続の状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を半額納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から60年3月まで

私が成人した頃に地区の担当者が自宅に来て、国民年金に加入するように勧められたので、母親がA市役所に行き、私の国民年金の加入手続をしてくれた。保険料の納付は、地区の集金人が来て、母親が家族分をまとめて納付していたので、未納は無いはずであるが、今回のねんきん特別便では、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親が家族の保険料を毎月集金人に納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年3月14日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、また、申立期間の大部分の保険料は過年度保険料となるため、地区の納付組織では国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられ、申立人の主張には不自然さが見られる。

また、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付に全く関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたとするその母親は、申立人の国民年金保険料の納付等についての記憶が明確でないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年7月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年7月まで

私は、平成4年4月から同年7月までの期間について、事情により国民年金の納付を免除してもらっていたが、平成9年から10年頃にA市役所又は社会保険事務所（当時）から電話があり、「申請免除期間の保険料を納付すると年金は満額受け取れる。」との勧めがあり、当時は資力もあったので、妻が申立期間の国民年金保険料を追納してくれた。申立期間の保険料が申請免除のままとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「平成9年末頃は、資力があつた時期であつたので申立期間の保険料を追納した。」と主張しているが、オンライン記録から、申立人は、平成9年8月に、同年7月から10年3月までの期間について国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認でき、当時は資力があつたために保険料を追納したとする申立人の妻の主張には不自然さが見られる。

また、年金事務所は、「平成9年頃は、免除申請があつた時から起算して9年を経過した申請免除の該当者に対してのみ追納勧奨を行っていた。」としているところ、申立人が申請免除期間の保険料の追納勧奨を受けたとする時期は、当該免除申請が行われてから約5年経過後の時期であり、申立期間に係る追納勧奨が行われたものとは考え難い。

さらに、申立人の妻が、申立期間について申立人の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の保険料の追納に関与しておらず、当該保険料を追納したとするその妻は、保険料の追納についての記憶が明確でないため、申立期間に係る国民年金保険料の追納の状況等が不明である。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 542 (事案 47 の再申立)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 23 日から同年 6 月 3 日まで

私は、昭和 43 年 5 月に A 市に所在した B 社に入社した。同社では途中で退職することなく、昭和 45 年 1 月までの期間において継続して勤務していたが、年金事務所の記録では、「申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無い。」とされていたので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、「申立事業所には、私と同様の厚生年金保険の記録の者が数人見受けられる。」等の判断理由で記録の訂正は認められなかった。

しかし、申立期間に継続して勤務していたことは間違いないので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、B 社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人は、昭和 44 年 3 月 23 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、約 2 か月後の同年 6 月 3 日に改めて別の厚生年金保険記号番号で再度資格を取得しており、同年 3 月 23 日の資格喪失にともなって健康保険被保険者証が返納されている記載が確認できるなど、これら資格喪失及び再取得の記録に不自然な点は見受けられないこと、及び当該被保険者名簿により、申立期間を含む昭和 42 年から 45 年までの期間において、申立人と同様に、一旦、被保険者資格を喪失した後に短期間で再度資格を取得している上、資格喪失にともなって健康保険被保険者証が返納されている記載が確認できる者が 4 人見受けられること等の理由から、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 18 日付けで年金

記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいても、「申立期間に継続して勤務していた。」と主張するものの、新たな資料等の提出は無い。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人と同様に、一旦、被保険者資格を喪失した後に短期間で再度資格を取得していることが確認できる前述の同僚のうち、前回の申立ての際に連絡が取れなかった複数の同僚から新たに聴取しても、「B社は、当時経営状況が厳しく、会社の都合で一時的に休んだことを覚えている。」、「出産による休職期間だったので、私の被保険者記録は間違いない。」と供述しているのみで、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる供述は得られない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年から 55 年までの期間のうちの 1 年間

私は、勤務していた時期は正確に覚えていないが、昭和 51 年から 55 年までの期間のうちの約 1 年間において、A社で勤務したが、年金事務所の記録では、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

給与から厚生年金保険料を控除されていたことは覚えていないが、申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社を離職した後、A社に勤務した。」と供述しているところ、申立期間のうち、昭和 54 年 8 月 21 日から 55 年 3 月 19 日までの期間について、申立人のB社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる上、A社が提出した「入社リスト及び退社リスト」により、申立人は、55 年 9 月 22 日から同年 11 月 19 日までの期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所の現在の社会保険事務担当者は、「当社が保管する『**者入社リスト』において、申立人の身体検査書欄に受領印は無く、社会保険番号が記入されていないことから、申立人に係る厚生年金保険の届出は行わなかったと思われる。厚生年金保険料は、社会保険事務所（当時）に被保険者資格の取得届を行った者の給与からのみ控除しており、当時も同じ取扱いであったと思う。」と供述している。

また、申立事業所が加入しているD厚生年金基金及びE健康保険組合の担当者は、「申立人の記録は無い。」と供述している上、申立人は当時の上司及び同

僚の氏名を記憶しておらず、前述の入社リストから申立人と同時に入社したと推認される同僚3人も申立人を記憶していないことから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。